イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525
エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U24　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.021
ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.049

U25　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035

U26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029
イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049
エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

U27　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048
イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

U28　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.0135
イ　神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

U29　ア　愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.022
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.036
エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.030

AE24　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.021
ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.049

AE25　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035

AE26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029
イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049
エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

AE27　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048
イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

AE28　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.0135
イ　神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.0339

AE29　ア　愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡